

計画事業に係る事後評価記載様式(初年度・2年度目)**I 総合評価**

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備するための検討を行ったか。

法定協議会を適切に開催し、地域の公共交通を維持・活性化するために適切な事業を選び出し、試行的に事業を実施する中で、事業の実施効果や問題点の把握を行った。

II 計画事業の実施

- ① 事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

総合事業計画において、市街地循環線の市街地南部への路線延長による実証運行、高梁地域モデル地区でのドア・ツー・ドア型乗合タクシーの実証運行、有漢、備中、成羽地区での交通再編と実証運行、高校生の自家用車送迎から公共交通利用へのモビリティマネジメント等を地域として実施する事業として位置づけている。市街地循環線、高梁地域モデル地区、有漢地区については、22年10月1日から23年9月30日まで実証運行を行った。備中地区については、23年10月1日から実証運行を開始し、成羽地区については、23年12月に再編計画を策定し、24年3月からの実証運行に向けて準備を進めている。高校生MMは、市内の高校に通う1,2年生全員とその保護者を対象に22年10月に通学実態、公共交通に関する意識調査を行うとともに、自家用車送迎の自粛を考える生徒等を対象に22年12月に公共交通利用検討資料を個別に作成・配布し、23年3月に追跡調査を実施した。

III 具体的成果

- ① 定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

総合事業計画における評価手法に基づき、各事業の評価を行った。市街地循環線については、22年12月と23年6月に1ヶ月間の乗降調査を実施し、高梁地区モデル地区、有漢、備中地区での実証運行（デマンド型乗合タクシー）については、日々の予約データから利用状況を把握するとともに、計画段階での数値目標を基準に評価を行った。高校生MMについては、23年3月に追跡調査を実施し、評価を行った。

- ② 実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

各実証運行は、利用状況や利用者アンケート等による問題点の把握など、事業を検証しつつ、運行日、ダイヤ、乗降地など運行の改善を図りながら行った。その結果、市街地循環線南ルートについては、同地区の道路状況の制約から利便性の高いルート設定やバス停の確保が困難であり、こうした物理的な問題点の早急な改善が見込めないことから、低調な利用状況の改善も見込めず、目標の達成も困難と判断し、現状での事業の継続を断念した。玉川地区乗合タクシーについては、利用率、運行効率が向上し、適切な事業と判断する。有漢地区乗合タクシーについては、交通空白地域の解消が主目標であったが、外出目的地となる商業施設が地域にない、シニアカー、バイクの利用が多いなどの地域状況から、低調な利用に留まり、こうした状況の改善が当面見込めないことから、事業の継続を断念した。備中地区乗合タクシーについては、実証運行開始から間もないが、バス路線から遠くはなれた人々の利用や日平均7.7人の利用など現時点での利用状況から適切な事業と判断している。高校生MMについては、追跡調査によって、回答者の42%ができるだけ徒歩や自転車、公共交通機関を利用するように「意識し、実行している」とするとともに、通学時のバス利用が、登校で6%、下校で8.8%と増加したことから、適切な事業と判断する。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

IV 自立性・持続性
1 事業の本格実施に向けての準備
① 実施した事業を翌年度実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。
備中地区乗合タクシーの問題点として、運行エリアが広いため5つのエリアに分けて各エリア週1～2日の曜日運行を行っているが、利用が著しく少ない曜日があり、目的地や運行日が住民ニーズにあっていない地域があることを認識しており、利用状況等を検証し、見直しを図っていく予定である。
② 実施した事業について利用者数が想定をかなり下回るなど効果が現れていない場合には、翌年度事業を実施するにあたって必要な見直しを行っているか。翌年度も同じ事業を実施する場合には、適切な理由等が明らかにされているか。
備中地区乗合タクシーについては、利用者数が少ない曜日については、利用状況等を検証し、利用登録者へのヒアリング調査等を行い問題点や利用者ニーズの把握し、運行日の変更あるいは利用の多い運行エリアへの配車を4月から行うことを予定している。
2 事業の実施環境
① 当該事業の翌年度実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。
平成24年度の事業を実施するにあたっては、地域公共交通確保維持改善事業による国費のほか、高梁市からの財政支出によるということで関係者の合意が形成されており、高梁市の平成24年3月議会において審議してもらうことになっている。
② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を翌年度実施する環境を整備しているか。
乗合タクシーを運行している玉川、備中地区においては、地域全域を運行するため、各町内会等で利用を呼びかけるとともに、備中地域では、診療所と連携による利用促進を進めている。また、法定協議会での意見を参考に、利用登録の拡大、利用方法の更なる周知に取り組むことを確認した。
③ 当該事業の本格実施のための財源について検討を行ったか。
事業の本格実施するにあたっては、高梁市からの財政支出によるということで関係者の合意が形成されている。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

V 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

- ① 協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。

法定協議会の審議事項については、設置要綱に定め、平成21年度第1回会議で承認されている。協議会の連携計画に関する審議事項は、計画の作成及び変更、計画に位置づけられた事業の実施、その他必要な事項等。協議会での協議に向けた計画策定内容に関しては、関係主体と協議を行い検討することとしている。（法定協議会の設置要綱を参照）

- ② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。）。

法定協議会の構成委員には規約により住民の代表・利用者の代表が含まれ、各地区の代表者を構成委員に含んでいる。一般の市民の意見収集に関しては、各地区の住民との意見交換会を実施しており、協働で運行計画を構築している。

- ③ 計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されているか。

本年度の第1回協議会において、事業計画の内容の審議、承認された。第2回協議会において、計画事業の実施状況、計画事業に係る自己評価報告案が報告・審議されており、計画事業を実施するにあたって法定協議会が適切に開催された。（協議会の議事録を参照）

- ④ 協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されているか。

協議会の設置要綱において会議は原則公開と規定し、協議会は傍聴可能としている。また、会議録、資料については市ホームページに掲載し公開している。

- ⑤ 地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を翌年度実施することについて地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

再編計画等の策定に当っては、住民意見交換会等を通して、地域住民と協働で行った。また、実証運行から本格運行への移行の可否については、その基準を計画策定当初の時点で、地域住民の了承を得るとともに、実証運行終了前の2ヶ月前に本格運行への可否を説明し、地元の了承を得た。その結果を踏まえ、法定協議会において計画事業について審議し、最終決定とした。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。